

## 議員発議案第4号

### 一ツ葉有料道路の耐震対策の完了と早期の無料化を求める決議

南海トラフ巨大地震による甚大な被害が県内でも想定される中、県民の尊い命と県土の社会資本を守ることは極めて重要であり、政府が国土強靱化を急進させる中で、その流れを的確に捉え、遅滞なく各種対策を進めるのは県に課せられた使命である。

そのような状況の下、令和2年2月の無料化を決めていた「一ツ葉有料道路」について、県はこれまでの方針を転換して利用料徴収の継続方針を決定し、9月定例県議会に関連議案を提出した。新方針は、現行の料金体系を引き下げ、北線南線ともに普通車で150円の通行料金を10年間継続するもので、同道路の無料化延期は平成18年に続き2度目となる。

橋梁の補強等津波対策の必要性に疑義はなく、熟議すべき課題は、「対策費の捻出」と「政策転換に伴う県民への責任」であったが、県の基本姿勢は誠実さを欠き、根本的な課題認識が欠けていたと言わざるを得ない。

審議の過程では、約40億円とされてきた利用者負担は97億円に上ることなど、これまで説明のなかった新たな事実が次々に明らかになった。また徴収期間によって必要総額が数十億円のレベルで異なることもわかり、議論の大前提が崩れた。県の極めて消極的な情報公開のあり方は、議会軽視以外の何物でもないと言わざるを得ない。

さらに、県は、現行の料金体系を維持するとすれば、利用者負担総額は20億円も減額できるにも関わらず、自らの案の明確な優位性も示さずに、ただひたすらに提出議案への同意を求めた。その姿勢は、県民利益を蔑ろにするものである。国との手続きにおける時間的な制約を執拗に強調するが、そのような事態を招いた最大の理由は、同道路に関する有識者会議のあり方も含め、ひとえに県の状況認識の甘さと県議会における議論の軽視にある。

知事をはじめ、県の判断は、自ら背負うべき責任を県民に押し付けるものと言わざるを得ない。県は耐震対策の一日も早い完了と同時に、県民の悲願である早期の無料化実現のため、再度の政策転換をするよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和元年9月30日

宮 崎 県 議 会

提出先

宮崎県知事 河 野 俊 嗣